

〇はじめに

1. 都市計画マスタープランの基本的事項

(1) 能勢町における都市計画の経緯

本町は、大阪・阪神地域と日本海側を結ぶ国道 173 号が開通して以来、90 年代まで、山麓を中心に市街地が拡大していくなか、無秩序な開発行為を抑制し、防災や景観に配慮した計画的なまちづくりをめざして都市計画制度を導入しました。

都市化の傾向に対して、森林・丘陵・田畑・集落からなる伝統的な土地利用や里山景観を保全しつつ、市街地の計画的形成や産業の開発・立地を図る目的で、平成 3 (1991) 年に都市計画区域の指定、平成 7 (1995) 年には市街化区域と市街化調整区域の区域区分を決定し、今日まで美しい農村風景を守ってきました。

また、本町における都市づくりの指針となる「能勢町の都市計画に関する基本的な方針（能勢町都市計画マスタープラン）」を、平成 8 (1996) 年 3 月に策定、平成 16 年 (2004) 年 12 月には「第 4 次能勢町総合計画」などの上位計画や関連計画の策定など本町のまちづくりを取り巻く環境が変化したことを受け、改定を行いました。

(2) 都市計画マスタープランの見直しの目的

大阪府では、平成 16 (2004) 年 4 月策定の北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）が目標年次である平成 22 年を迎えたこともあり、平成 23 (2011) 年 3 月 29 日に改定が行われました。また、本町においても平成 23 (2011) 年 12 月に第 5 次総合計画が策定されています。

こうした状況を踏まえ、本町の都市計画マスタープランは、本町のめざす将来像や理念など、まちづくりの基本的な指針である「第 5 次能勢町総合計画」の実現に向けて、都市計画に関する具体的な施策の方針を示すものとして、都市づくりの方針や施策を明らかにし、住民にとってわかりやすい新たな都市計画マスタープランとするため改定を行うものです。

特に今後のまちづくりにおいては、地域のコミュニティを維持・改善しながら、まちを活性化していく取り組みが強く求められています。本マスタープランにおいても、まちづくりを進めて行く手法の一つとして、地区計画制度等を活用することとしており、住民との協働による土地利用の推進を支援・誘導していきます。

(3) 都市計画マスタープランの役割

本町の都市計画マスタープランは以下の役割を持つものとします。

- ① 実現すべき具体的な都市の将来像を示すこと（住民の意見を反映し、まちづくりの具体的のある将来ビジョンを示す）。
- ② 個別の土地利用規制等、都市計画に対する地域住民の理解を得る根拠となること。
- ③ 土地利用や都市施設などの整備を進める際の相互の調整を図る指針となること。
- ④ 土地利用や都市施設などの都市計画の決定や変更の指針となること。

(4) 計画対象区域及び都市計画マスタープランの見直し

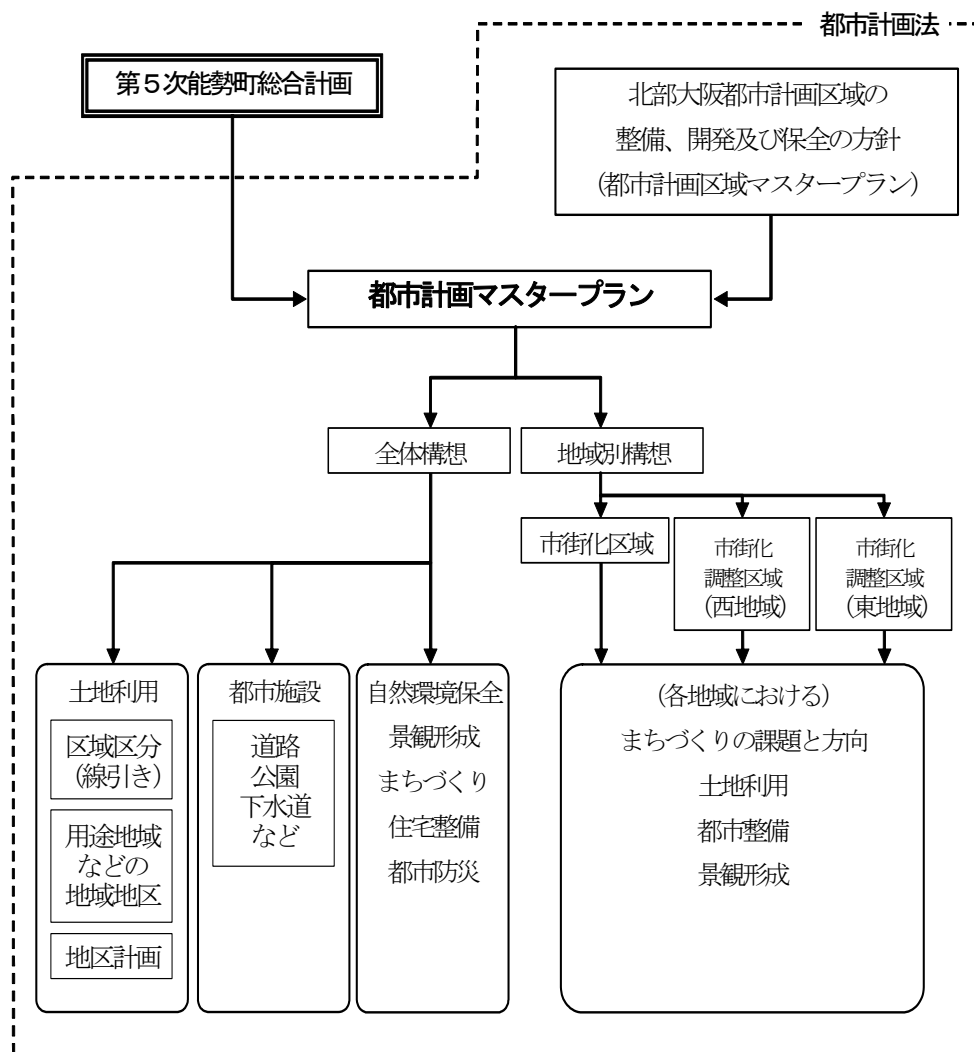
本町の都市計画マスタープランの計画対象区域は本町全域とします。

都市計画マスタープランは将来ビジョンや土地利用、都市施設のあり方を示すものであり、本町のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化や、各事業の進捗状況を踏まえながら適宜、適切に見直していく必要があります。

このため、総合計画や都市計画区域マスタープランなどの上位計画が改定されたとき、関連計画が改定され都市計画マスタープランへの反映が必要なとき、社会経済情勢が大きく変化し、その対応が必要となったときには、都市計画マスタープランの見直しを行います。

(5) 都市計画マスタープランの構成

本計画の構成は、都市全体の将来ビジョンや土地利用および都市施設のあり方等を示す「全体構想」と、地域ごとのまちづくりの考え方や市街地像、整備の内容・方策等を示す「地域別構想」によって構成します。



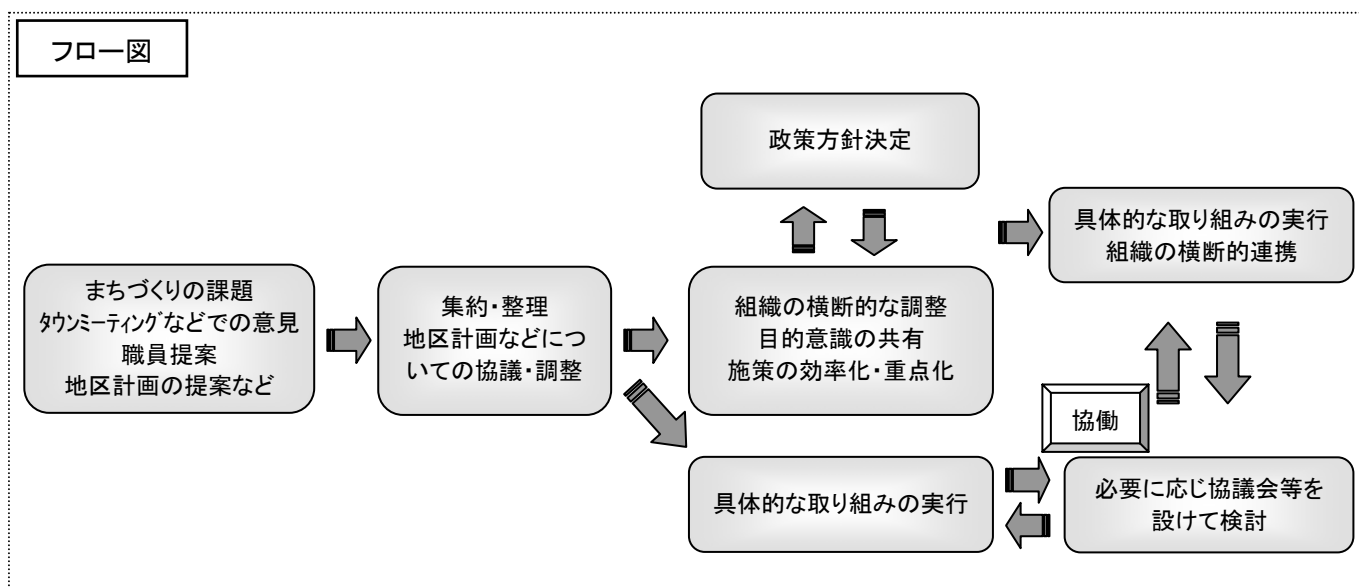
(6) まちづくりの進め方

まちづくりを進める上での様々な課題やタウンミーティング等での意見・提案について、集約・整理・検討し、町の将来を見据えたまちづくりのための具体的な取り組みを実行します。

また、地区計画制度を活用したまちづくりについては、地元地区や事業者などからの提案について、町と提案者とが話し合いながら、まちづくりについての地区計画の素案を作成します。その後、都市計画法に基づく手続きを経て地区計画を決定することになります。計画を決定した後は、当該地区計画に適合する開発行為によるまちづくりが可能になります。

具体的な取り組みを行うにあたっては必要に応じて、協議会等を設けて検討を行うこととし、住民との協働により、まちづくりを進めます。

【フロー図参照】



2. 本町の概要

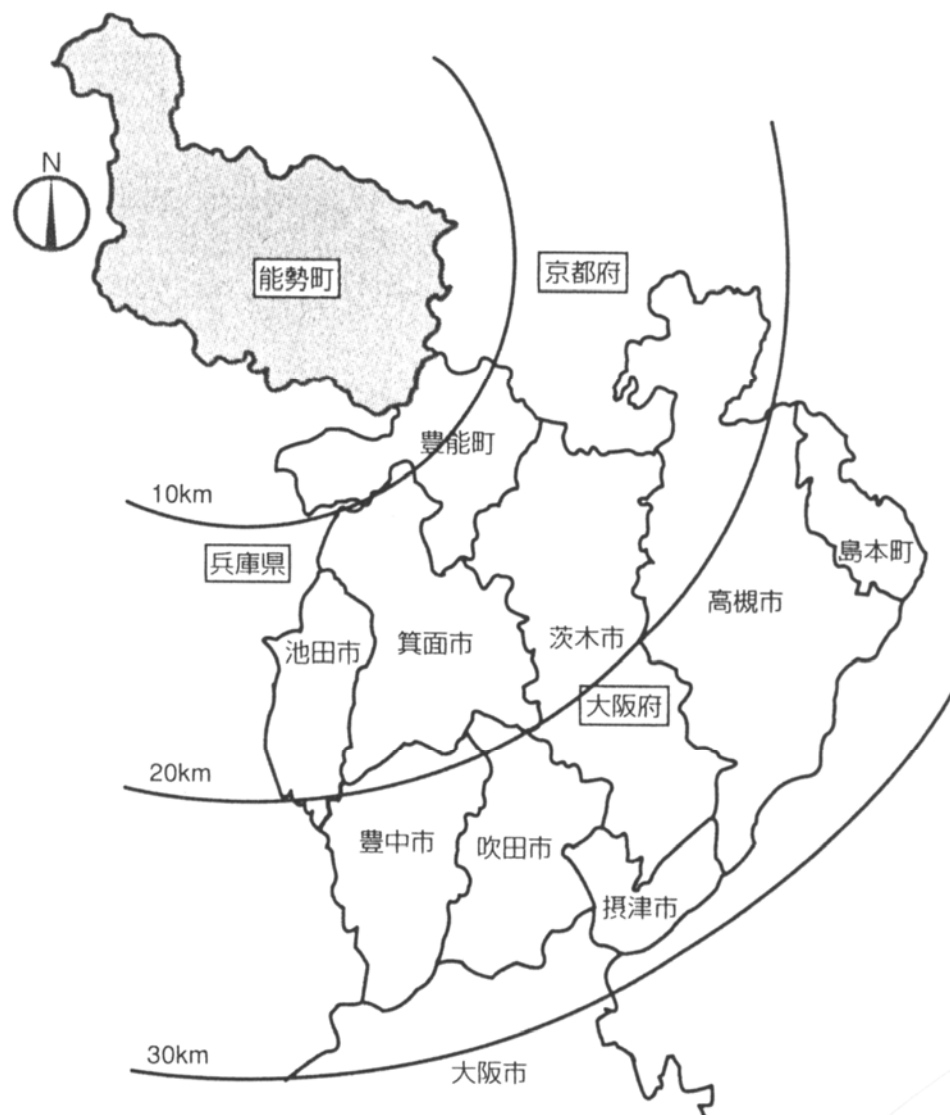
(1) 位置・地勢

本町は、大阪府の最北端、大阪都心部より約 30 kmの距離に位置しており、大阪府豊能町、京都府亀岡市・南丹市、兵庫県川西市・猪名川町・篠山市に接します。町域の面積は 9,868ha であり、府内の市町村の中で5番目の大きさです。

本町は、摂丹高原の中央部に位置し、標高はおよそ 200m から 800m の間にあります。町域の約 80%が山地によって占められており、山地と山地の間に盆地特有のなだらかな丘陵と比較的平坦な田畑が分布しています。周辺との連絡は、谷筋を通る幹線道路によって行われています。

水系は大部分が猪名川流域に属し、一部に武庫川流域（天王）、保津川流域（杉原）があります。気象は比較的温暖な瀬戸内気候帯に属しますが、山間地のため大阪都心に比べると冷涼となっています。

○位置図



(2) 土地利用・法規制

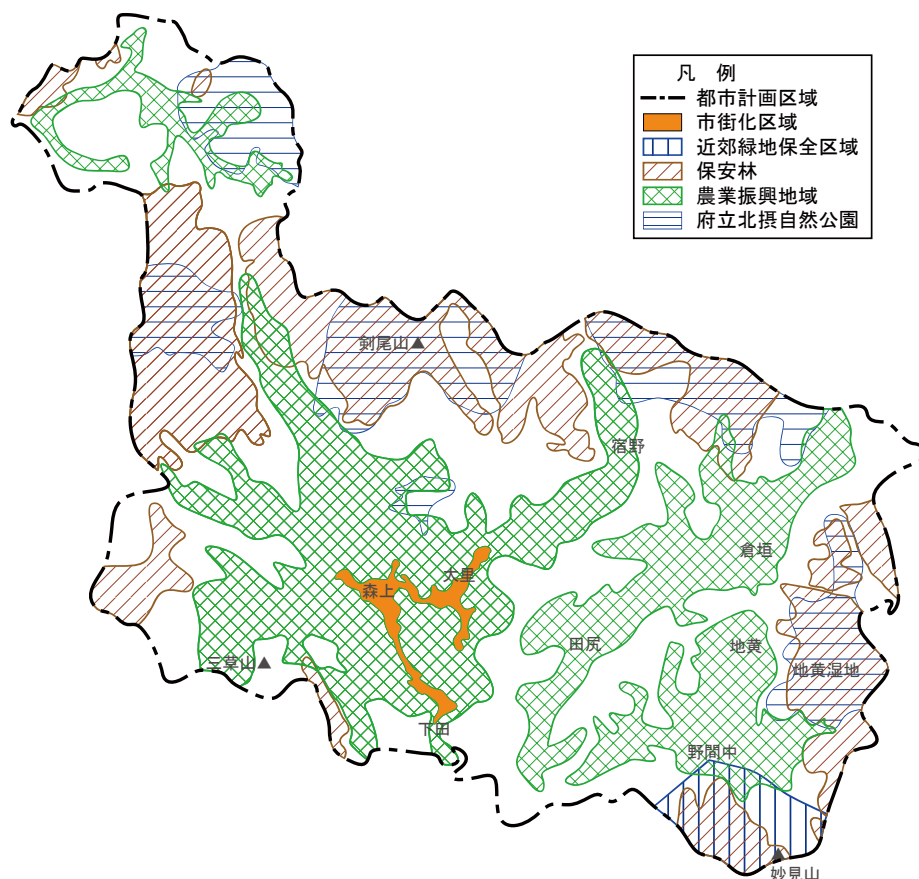
本町の土地利用は、山林が約80%、農地が14%を占め、宅地は5%にとどまります(平成22年度都市計画基礎調査より)。主な集落地・市街地は、森上・大里・田尻・野間中・地黄・倉垣、宅地開発が行われた宿野・平通地区などです。

本町は平成3(1991)年4月1日に都市計画区域に指定されました。また平成7(1995)年3月31日に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分がなされ、森上地区や大里地区などの約103haが市街化区域に、また約9,765haが市街化調整区域に指定されています。

その他関連する主な法規制として、森林法の保安林区域及び地域森林計画対象民有林、近郊緑地保全区域、自然公園法に基づく大阪府立自然公園、自然環境保全法に基づく大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域及び農用地区域、宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域等が指定されています。

このうち、保安林区域は剣尾山付近及び野間中東部などにまとまって指定されており、地域森林計画対象民有林は大部分の山林、近郊緑地保全区域は妙見山周辺に指定されています。大阪府立自然公園は町を代表する5つの山の周辺、大阪府自然環境保全地域は妙見山山頂部(ブナ林)に、大阪府緑地環境保全地域は三草山周辺(ミドリシジミ類)、地黄湿地に指定されています。農業振興地域、及び農用地区域は平地部を中心に広く指定されています。

○法規制図

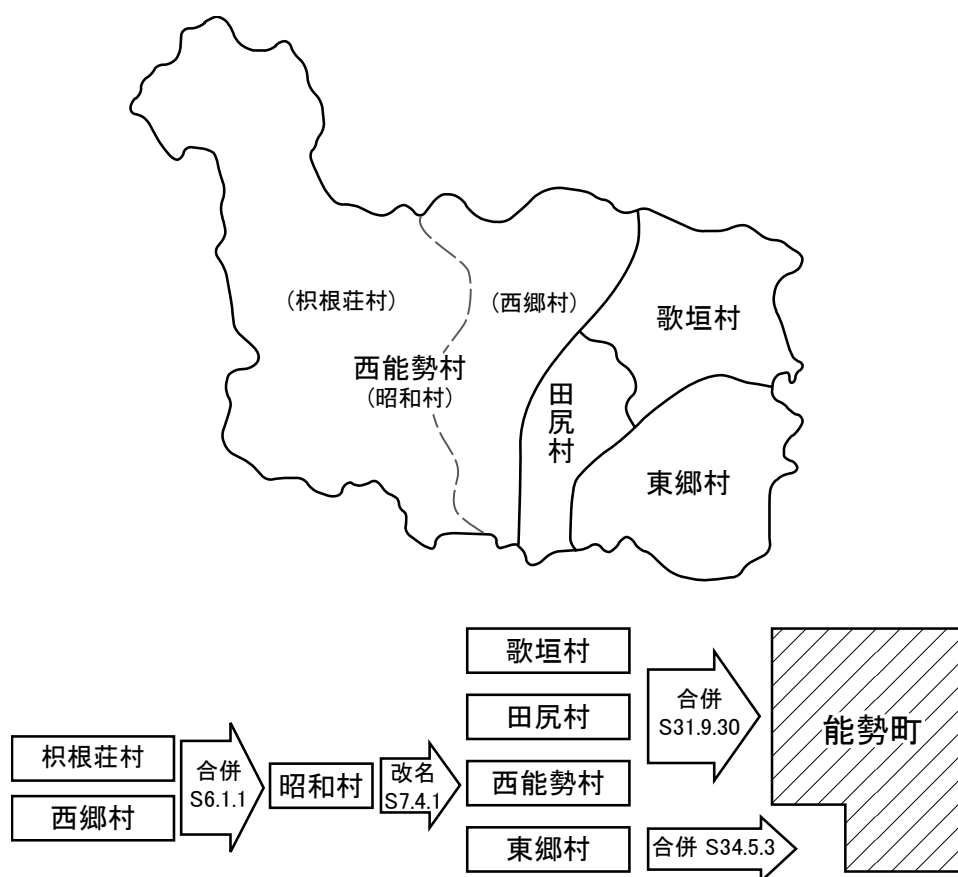


(3) 町域の変遷と人口

本町は北摂山系の谷筋ごとに開けた盆地に集落が点在する農村地域として発展し、明治 22 年の町村制施行時には 5 村によって構成されていましたが、昭和 6 年 1 月に枳根荘村、西郷村の 2 村が合併して昭和村となり、同 7 年 4 月に西能勢村と村名を改めました。

戦後になって町村合併促進の中で西能勢村は、昭和 31 年 9 月に歌垣村、田尻村と合併し、現在の能勢町が誕生しました。さらに昭和 34 年 5 月には東郷村と合併し、現在の本町の姿が確立されました。

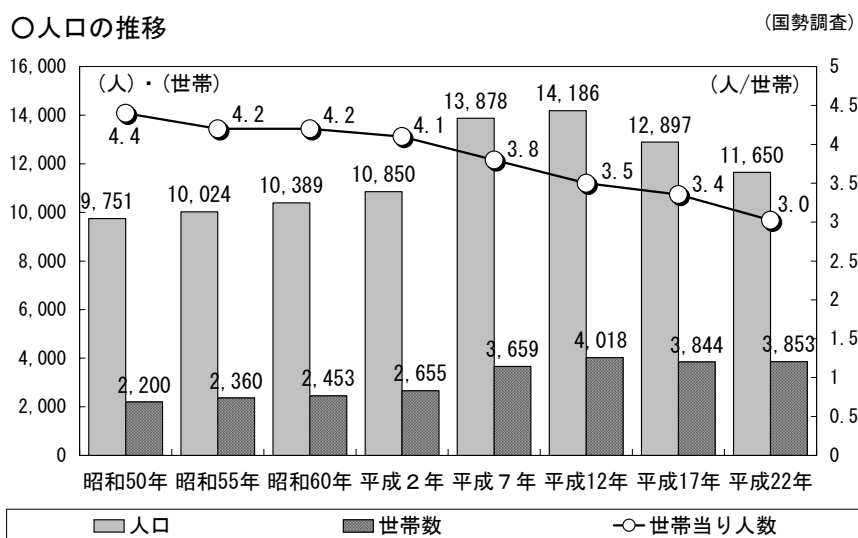
○町域の変遷



本町の人口は、約 1 万人強で微増を続け、平成 2 年から平成 7 年の 5 年間に約 3,000 人 (27.9%) の急増をみました。しかしながら、平成 7 年から平成 12 年の 5 年間では約 300 人 (2.2%) と伸びは鈍化し、その後は平成 22 年までの 10 年間で約 2,500 人減少しています。

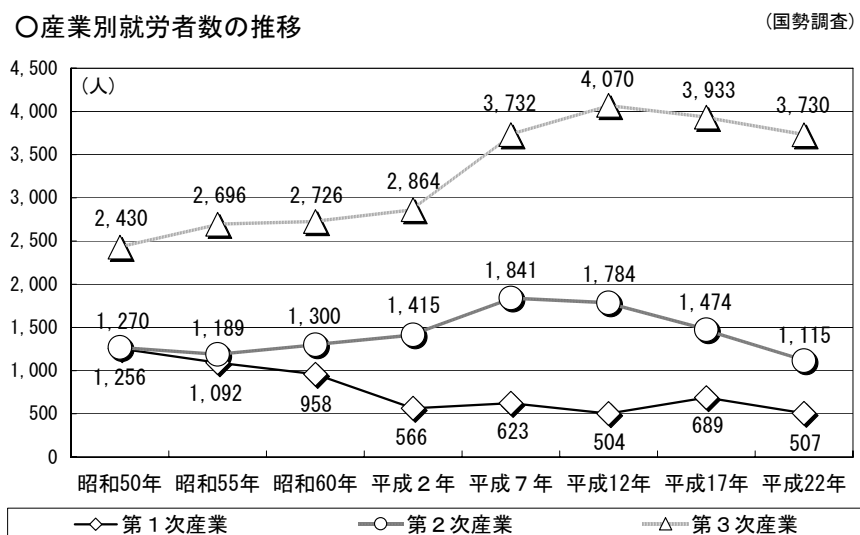
平成 22 年国勢調査における本町の人口は 11,650 人、世帯数 3,853 世帯、人口密度は 1.18 人/ha となっています。1 世帯あたり人員数は 3.0 人であり、核家族化の進行がみられるものの、大阪府の平均に比べ世帯人口は多くなっています。

本町の将来人口は、第五次能勢町総合計画において、引き続き人口の減少が続き、平成 33 年度 (2021 年度) に概ね 10,000 人と想定されています。



また、本町の産業別の就労者数は、第 3 次産業が最も多く約 3,700 人となっており、第 2 次産業が約 1,100 人、第 1 次産業が約 500 人となっています。

第 1 次産業の就労者数は平成 2 年以降は増減を繰り返し、平成 22 年では約 500 人となっています。第 2 次産業は平成 7 年の約 1,800 人をピークに減少しており、平成 22 年では約 1,100 人、第 3 次産業は平成 12 年の約 4,000 人をピークに減少しており、平成 22 年では約 3,700 人となっています。



I 全体構想

1. まちづくりの基本理念

本町は、第5次能勢町総合計画において、能勢町の住民一人ひとりが日々の暮らしのなかに豊かさを実感できるまちづくりをめざしています。

また、「おおさかのてっぺん ふるさと能勢に生きる幸せ」を将来像として掲げています。

都市計画マスタープランの改定にあたって、本町の特徴である

- ・おおさかの最北端「てっぺん」に位置する
- ・古くは交通の要衝であったように京阪神の都市圏からもアクセスしやすい位置にある
- ・大都市「大阪」のなかでゆっくりとした時間が流れる田舎町
- ・豊かな自然と大地の恵みが織りなす癒しの空間が存在する
- ・さまざまなつながりのなかで育まれたモノ、仕組み、歴史といった日常の固有の資源がある

ことを活用し、

— 誇れるまちをめざして —

を基本理念として

- ・土地の個性を活かした自律的なまちづくりを進め、創生された地域固有の文化を産業、観光とマッチングをはかり、まちの魅力を町内外へ発信していくこと
- ・誰もが「住んでよかった」「住みたい」と思う笑顔溢れるまち

の実現を住民・事業者・行政のパートナーシップによってめざしていきます。

2. 土地利用の方針

本町の土地利用の方針は、北部大阪都市計画区域マスタープラン及び第5次総合計画において示される、区域区分によって無秩序な市街地の拡大を抑制し、土地利用の適正な規制と誘導を図り、緑豊かで良好な土地利用の継続を基本に、適正かつ合理的な土地利用を誘導するといった方針を受け、引き続き現在の区域区分のもとで以下のとおりとします。

本町の中心部に位置する市街化区域を「都市的利用ゾーン」として住宅や各種施設等からなる中心市街地等の整備を図っていきます。

本町の大部分を占める市街化調整区域については、旧村の中心部等において農業振興や集落環境の整備を図る「農業・集落ゾーン」、「農業・集落ゾーン」を取り巻く里山を中心に自然の活用を図る「自然活用ゾーン」、本町外周部の山林の保全を図る「自然保全ゾーン」にゾーン区分し、土地利用の規制・誘導を図っていきます。

<都市的利用ゾーン（市街化区域）>

町域のほぼ中央に位置する市街化区域であり、都市化の計画的な誘導と適切な規制によって、里山景観と調和する能勢らしい住宅地・商業地などの市街地の形成を図るとともに、新たな産業や施設の立地場所として活用します。

<農業・集落ゾーン>

農業振興地域を中心に、農地及び集落、丘陵部の住宅開発地（既存団地）によって構成される地域であり、農業生産や交流型農業の場として活用します。

また、地域の活力維持増進のために適切な手法の活用（地区計画）等により、地域の個性を生かした施設の立地や集落地における未利用地の有効利用といった集落環境の充実を図るとともに、既存団地の環境改善に努めます。

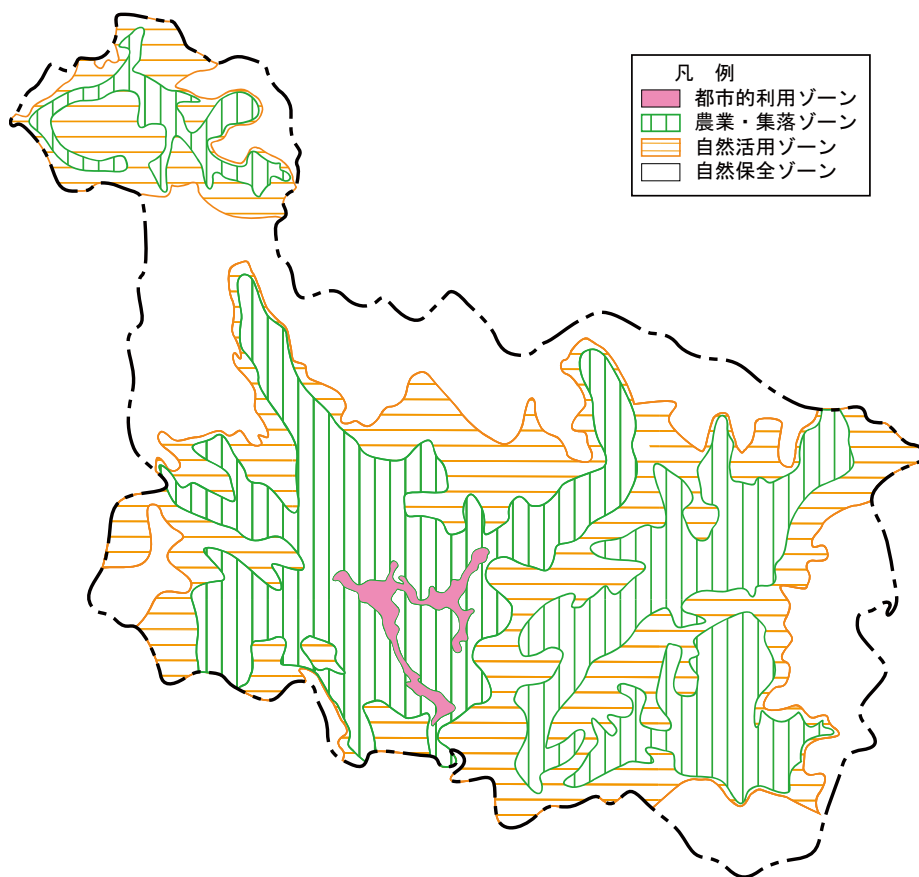
<自然活用ゾーン>

自然保全ゾーンと農業・集落ゾーンとの中間に位置する、やや緩やかな丘陵部であり、生活に密着した利用や果樹・林産物の生産などを行うとともに、生物の多様性を生かした環境学習・自然体験の場、自然レクリエーション地など、自然との調和ある利用を図ります。

<自然保全ゾーン>

本町域内の外周部を占める、保安林や近郊緑地保全区域などに指定された、やや急峻な山地部であり、治山、水源涵養、林業振興、環境保全、動植物の保護等の面から保全を図るとともに、森林バイオマスや木材利活用など、森林資源の有効活用をめざします。

○土地利用図



3. 都市施設整備の方針

(1) 交通施設（道路・交通に関する施策）

1) 基本方針

本町では、住民の移動手段として自家用車とバス交通が主要な役割を果たしています。そのため、バス交通が公共交通機関として果たす役割が大きく、地方バス路線維持補助金の交付や過疎地有償運送制度の導入など、地域の特性に合わせた交通サービスの取り組みを進めています。

本町の交通体系については、高齢化の進展をはじめとする社会情勢の変化に対応しながら、持続可能な交通施策について取り組みを行うことが大変重要な課題であり、今後も更なる検討を行い、安全で快適に移動できる道路施設の充実と、誰もが移動し易い公共交通システムの整備をめざします。

2) 道 路

本町の道路網は、国道及び主要地方道からなる「広域幹線道路」、その他の一般府道等からなる「町内幹線道路」、及び住民の「生活道路」となっている町道等により構成されています。

これらの道路施設については、住民の多くが自動車を移動手段として用いている特性から、周辺都市と連絡する幹線道路や安全な生活道路の整備など誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備を進めていきます。

特に、新名神高速道路、京都縦貫自動車道の整備により、南北方向の2本の国道の利用が増加すると考えられることから、二つの国道を連結する道路による交通ネットワークの整備に向けた道路整備事業の導入を推進していきます。

また、歩行者への安全確保のための歩道整備や老朽化した橋梁の維持、保全工事など安全な道路環境の整備をめざし計画的な事業を推進していきます。

①広域幹線道路

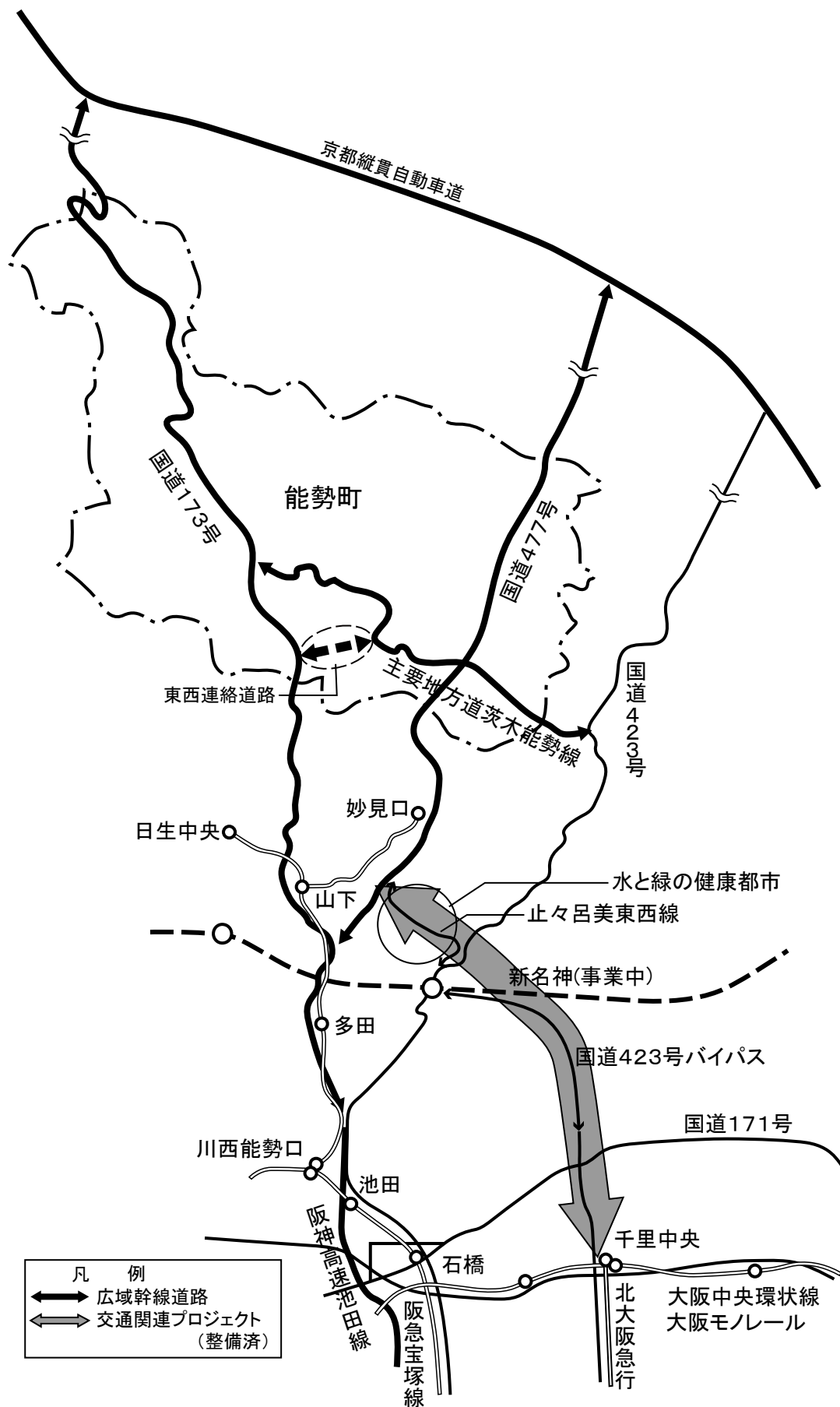
広域幹線道路は本町と大阪・阪神地域や日本海方面等とを結ぶ幹線道路であり、南北方向の国道173号と国道477号、東西方向の主要地方道茨木能勢線の3路線により構成されています。

本町に関連する主要な交通関連プロジェクトとして、箕面グリーンロード（国道423号バイパス）、（都）止々呂美東西線が整備され、千里中央・大阪都心方面を結ぶ幹線道路網が整備されたほか、新名神自動車道の開通などの新たな国土軸の整備が進捗しています。

広域幹線道路については、国道477号のバイパス整備が完了したことから、今後、町内の東と西をネットワークする道路として主要地方道茨木能勢線の整備を働きかけます。

また、幹線道路を利用する歩行者の安全を確保するため歩道の整備を働きかけます。

○広域幹線道路ネットワーク



②町内幹線道路

町内幹線道路は、町内の集落間及び集落と広域幹線道路とを結ぶ幹線道路であり、主要地方道茨木能勢線以外の府道と町道野間出野下田尻線及び町道平野線で構成されています。

町内幹線道路については、東西方向の連絡強化を図る東西連絡道路の実現や通学路区間等での歩道設置等を進めていきます。

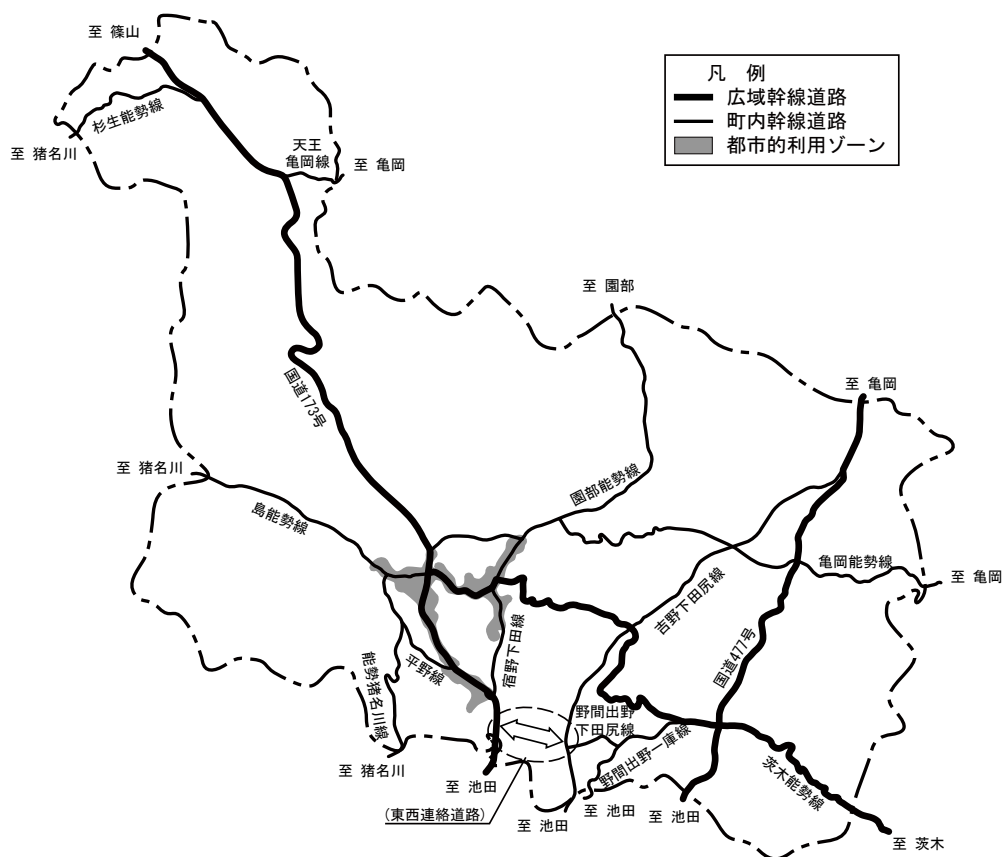
③生活道路（その他の道路）

住民の生活道路となっている集落内のその他の町道等については、協働の取り組みとしての地域活動など住民の協力を得ながら、整備と維持管理を行っていきます。

④橋梁の整備

橋梁の修繕及び架替えに関しては、今後適切な維持管理を行っていくため長寿命化修繕計画に基づき予防的な対応に取り組みます。

○能勢町内幹線道路整備構想図



3) 公共交通網の充実

町内外を移動する公共交通の配備や、通学や買い物など誰もが移動しやすい新しい交通網のあり方について研究・調査を進め、交通網の充実を図っていきます。

(2) 公園・緑地

1) 基本方針

本町は自然と歴史・文化に恵まれた、美しい里山景観を有するまちであり、その特性を生かして早くから広域的利用を目的とした自然レクリエーション施設が整備されてきました。

この中で、本町の公園・緑地整備は、歴史的文化財の保全・活用、周辺山地の保全と整備、里山景観の保全、身近な緑の保全と創出、広域レクリエーション施設の整備・活用、緑地の有機的な結合を基本方針として整備をめざします。

2) 公園の整備

市街地の整備を図る際には、住民の日常レクリエーションに資する公園の整備に配慮します。

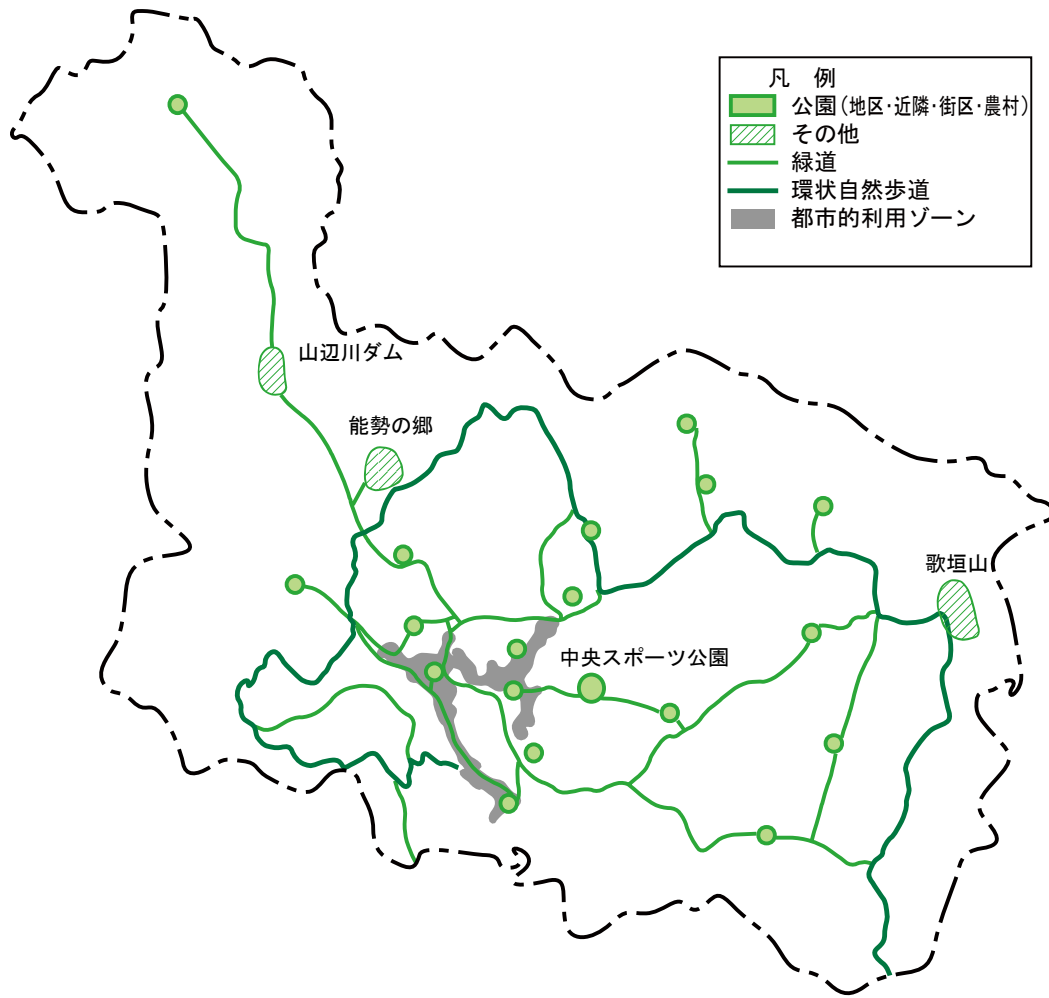
3) レクリエーション拠点の整備

府立自然公園の保全・整備、歌垣山における歴史・文化や眺望を生かしたレクリエーション拠点の整備・充実を図ります。加えて、探訪地としての古墳（岩坪古墳など）、神社・寺院（久佐々神社、妙見山、今養寺、月峯寺など）、史跡（地黄城址、吉野の関、名月姫の墓、丸山の層塔、サイノカミ峠の道標、信田の森、湯小屋の森など）、大木（野間の大ケヤキ、八坂神社のシイ、若宮神社のシイ、天王のアカガシなど）の保全を図ります。

4) 緑のネットワーク

河川堤防や集落道・農道などを活用して、公園やレクリエーション拠点、集落などを連絡する歩行者・自転車のルート整備をめざします。また、環状自然歩道等をもとに府立自然公園や里山を結ぶ自然歩道の整備・充実をめざします。

○公園・緑地整備構想図

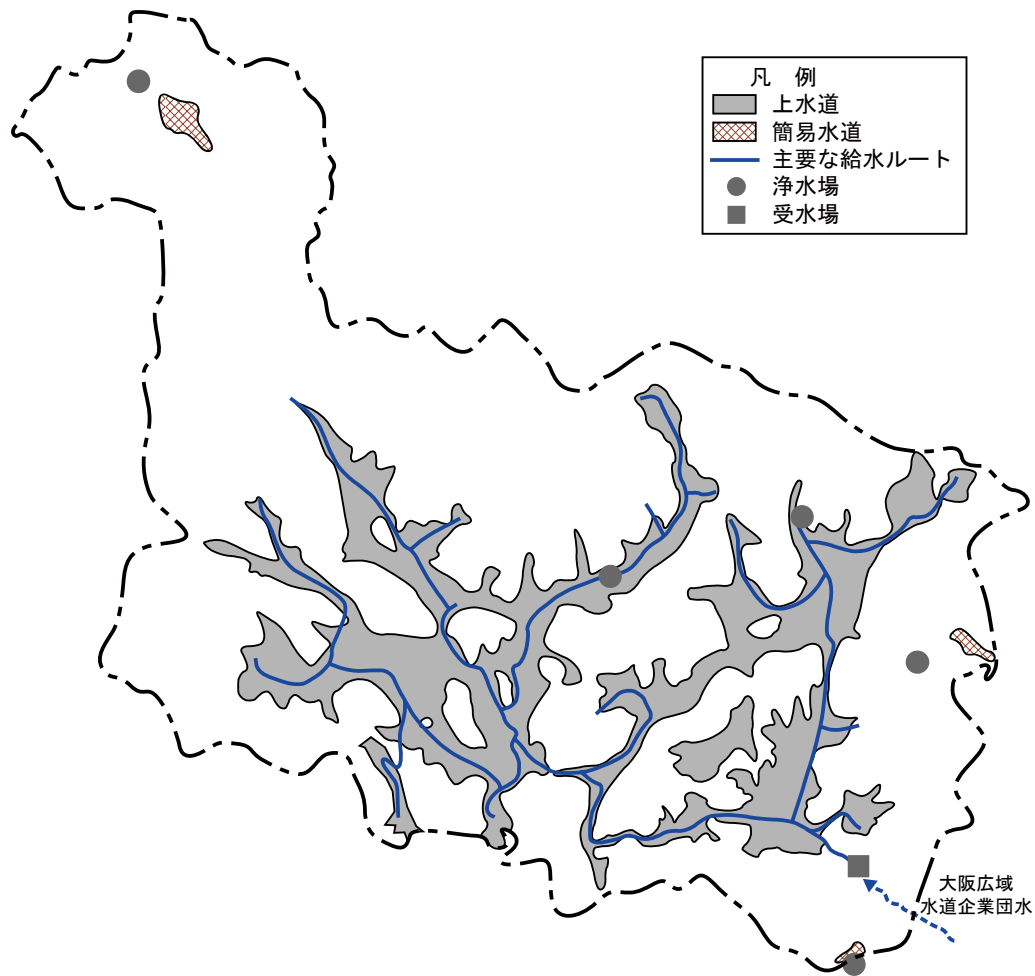


(3) 上水道

1) 基本方針と整備の内容

本町では、平成 19 年度から一つの上水道事業と三つの簡易水道事業により給水を行っており、人口に対する普及率は約 93%です。今後は、老朽管の布設替をはじめ水道施設の更新を計画的に進めます。

○水道事業区域図



(4) 下水道及び河川

1) 基本方針

生活環境の向上や河川の水質環境の保全をめざし、特に阪神地域の水道水源である一庫ダムの上流に位置することを考慮しつつ、下水道や河川の整備を図ります。

2) 下水道の整備

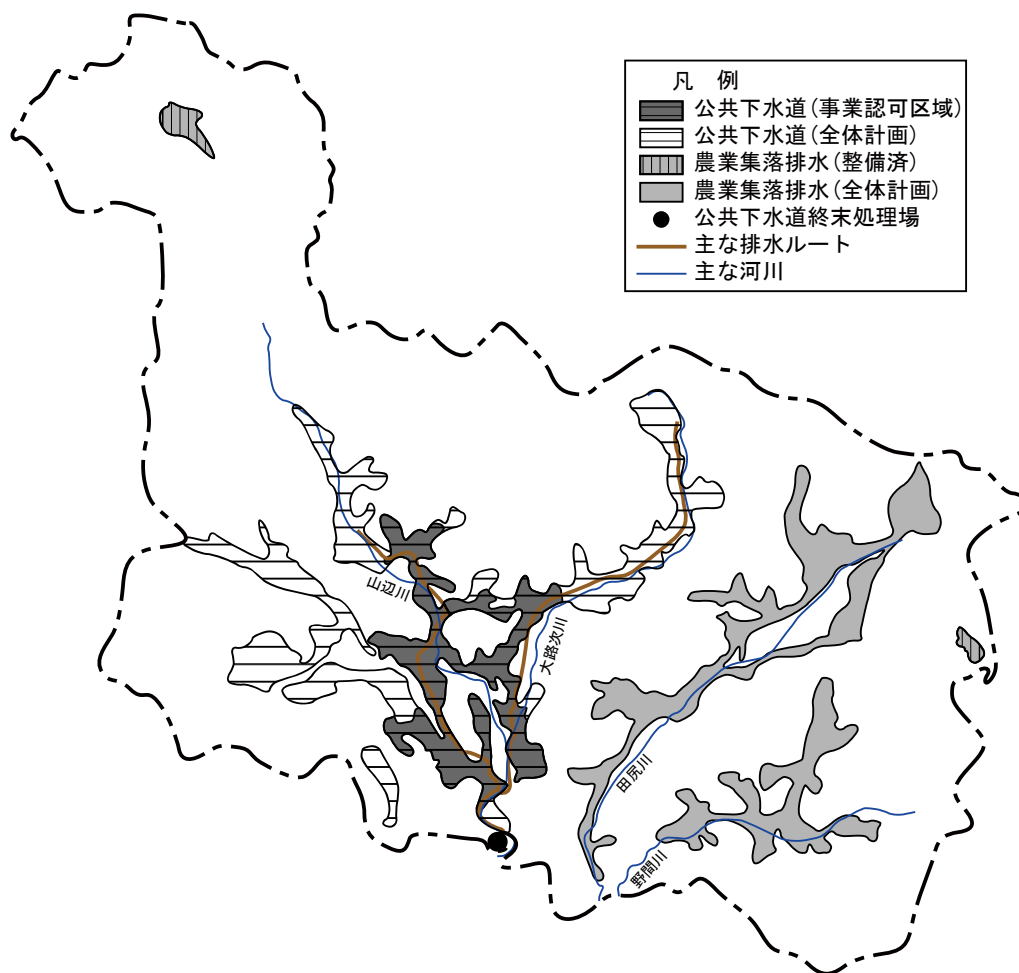
公共下水道・農業集落排水の整備については、事業の実施にあたって地域の意向や事業効果等を勘案しながら、計画的な整備促進を図ります。また、地形的に困難な箇所や地域の意向等によっては、合併浄化槽も検討します。

3) 河川の整備

町管理河川については、継続して機能保全のための維持補修を実施していきます。

河川改修やダム建設にあたっては、親しめる水辺の整備をめざすとともに、特別天然記念物のオオサンショウウオをはじめ生きものの移動や生息環境に配慮した多自然型の整備を図ります。

○下水道構想図



(5) その他の公共施設

1) 基本方針

住民が暮らしやすい生活環境づくりに向けて、次のような公共施設の整備と適切な管理・活用を進めます。

2) ごみ処理施設

ごみ処理施設については、効率的なごみの収集・処理をめざして猪名川流域の1市3町（兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町）が共同設置し、平成21年度より稼働している国崎クリーンセンターの適切な管理運営に努めます。

3) し尿処理施設

し尿処理施設については、平成23年度より新たに稼働している施設の適切な管理運営に努めます。

4) 小・中学校

児童生徒数の減少による学校の小規模化、学級の極少数化や複式学級の増加が見込まれることから、学校数を縮小して再編することにより、学力の向上や子どもの全面発達を保障する教育環境の確保を図ります。

とりわけ中学校では、能勢高校における更なる特色づくりと連動させるなかで、より一層、中高一貫教育の成果が現れる取り組みを推進します。

5) 社会教育施設

生涯学習センター及び図書館・学校図書館・自動車文庫のネットワークを充実させます。

6) 保育所

のせ保育所における良好な保育環境の確保に努めるとともに、多様化する子育てニーズに対応するために地域子育て支援センターとの連携を図ります。

7) 保健福祉施設

住民の保健・福祉・医療を一体的に提供する地域包括ケアを推進するため、保健福祉センターや西・東診療所の充実を図るとともに、老人保健福祉計画や介護保険事業計画、障がい者計画等に基づく施策を進めます。

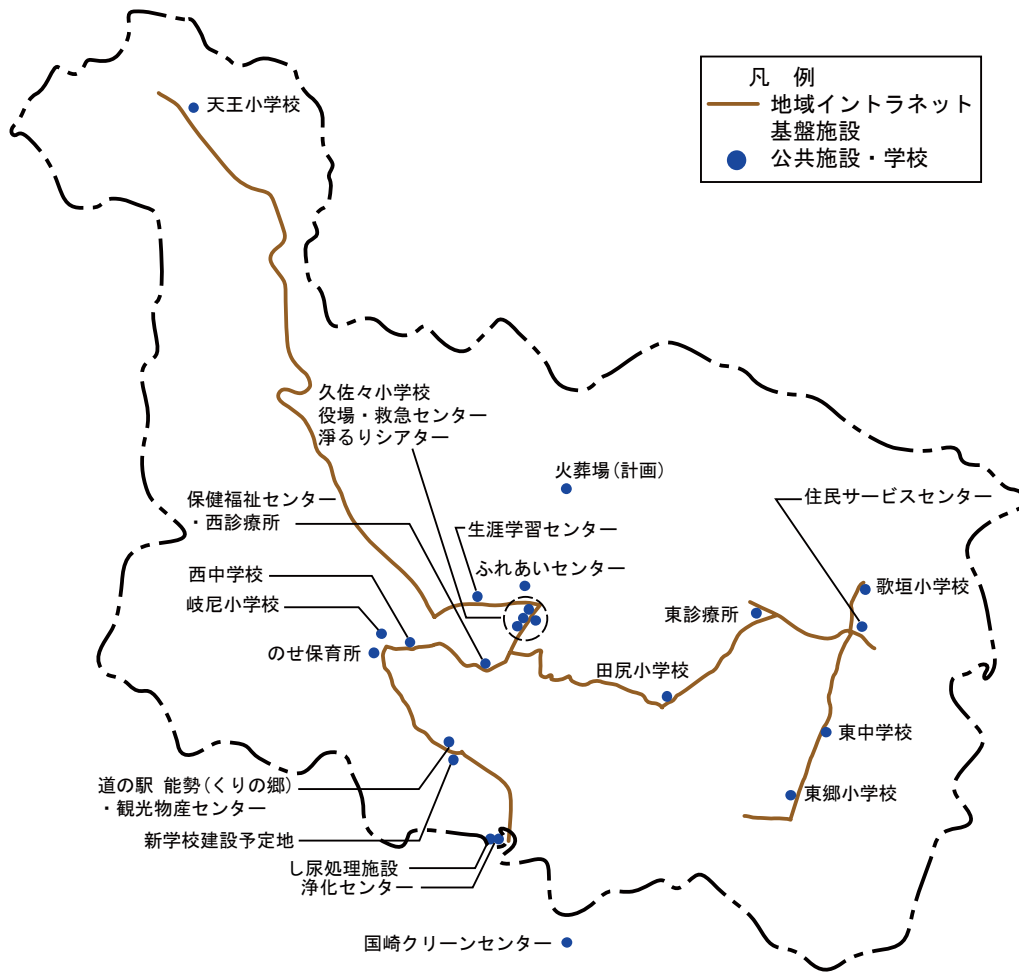
8) 火葬場

能勢町宿野地内において、新たな火葬場の整備を図ります。

9) 情報基盤

能勢町地域情報化計画に基づき、整備を完了した公共施設間を連絡する情報基盤を活用し都市部との情報格差の是正を図ります。

○主な公共施設



4. 自然環境保全の方針

将来像である「誇れるまちをめざして」、次のような方針に基づく自然環境の保全・育成・活用を進めます。

<山林>

妙見山、歌垣山、剣尾山、深山、三草山など、町の外周を取りまき、本町の緑の骨格を形成する北摂山系の緑に関しては、保安林区域や近郊緑地保全区域などの関係法令に基づく土地利用の制限を堅持するとともに、府立自然公園の整備・活用を図ります。

また、森林ボランティア等の参加も得ながら山林の管理や環境学習等の場としての活用を進めます。

<貴重な自然>

妙見山のブナ林、三草山のナラガシワ林（ミドリシジミ類）、地黄湿地、天王川をはじめとする特別天然記念物オオサンショウウオの生息地などの貴重な自然については、自然保護団体等との連携により保全や環境学習の場等としての活用を図ります。

また、野間の大ケヤキをはじめとする大木の保護を進めます。

<里山環境>

集落地に隣接する農地や山林などの里山環境については、農業生産の場に加えて、治水や多様な生きものの生息空間の保全、里山景観の保全などの観点から適切な管理と活用を進めます。

集落地内の緑や背後の山の緑、住民に親しまれている社寺、古墳群や城址などの歴史遺産、河川など、身近な自然についても保全を図ります。

○自然環境保全の方針図



5. 景観形成の方針

将来像である「誇れるまちをめざして」の実現のためには、やまなみー集落・田園ー市街地によって構成される美しい里山景観の保全・育成が不可欠であり、景観形成に関する条例や計画づくりも視野に入れ、住民・事業者の協力も得ながら、次のような景観形成をめざします。

○山稜・盆地景観、レクリエーション景観の保全・育成

能勢町のシンボルとして住民に親しまれるとともに、本町の景観の骨格を形成している妙見山、剣尾山、歌垣山、三草山などの主要な山の山頂及び山腹の保全を図ります。

また、本町を特徴づける景観として、名月峠や逢坂峠などの主要な峠から俯瞰できる盆地景観の保全を図り、環状自然歩道の周辺やレクリエーション施設の背後等、レクリエーション景観を構成している樹林地の保全を図ります。

○市街地及び集落地と周辺の景観の保全・育成

市街化区域については、敷地規模の見直しや高さ制限の導入などを視野に入れながら菜園つき広敷地住宅など能勢らしい住宅の立地を進め、周辺の里山や集落と調和する景観の形成を図ります。また、市街化区域内や周辺の社寺林、道路沿いの小丘など、景観的に重要な要素の保全を図ります。

集落地については、住民の協力を得ながら、伝統的な民家や集落内道路、生垣や庭の緑、社寺林や大木などによって構成される、落ちついた景観の保全・育成を図ります。また、農地の保全や農業の活性化を図りながら、田畑や山林、民家が一体となった里山景観の保全を図ります。

○景観形成の概念図



6. まちづくりの方針

本町では、今後求められる住宅や商業・サービス施設等を計画的に立地させることにより、本町を代表する市街地の形成を図り、あわせて田畑・集落・山林等からなる里山景観の保全・育成を図ることを目的として市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行っています。

土地利用については都市計画制度の導入により、無秩序な開発は抑制されましたが、一方で、社会経済情勢の変化から、市街化区域内での開発は大きな動きが見られず市街化が進んでいない現状にあります。

こうした状況の下で本町では、都市近郊に立地する強みを活かしていくことや、交通インフラの充実によって、「地域の魅力を引き出す土地利用」や「開発許可制度とまちづくりの連動」を図ることにより新たな産業や施設の立地を誘導していくとともに、本町にある地域資源を再評価して、交流人口の増加などによる地域の活性化や雇用の創出につながる取り組みを行います。

このような土地利用の基本的な考えに基づき、市街化区域では周辺環境や里山景観と調和する良好な市街地の形成、幹線道路沿いのポテンシャルを活かした新たな産業や施設の立地など計画的な配置に努めます。

また、市街化調整区域については、緑豊かで良好な土地利用の継続に留意し、地域固有の資源や、豊かな自然環境、美しい景観、既整備の基盤施設などの既存ストックを活かした土地利用を図り、その魅力を最大限に引き出します。

(1) 市街化区域

1) 商業・業務系市街地の整備

国道 173 号と主要地方道茨木能勢線が交差する森上周辺に商業・業務施設の集積がみられ、市街化区域のほぼ中心に当たることから、今後とも商業・業務施設の立地を図っていきます。

また、国道 173 号沿いに沿道型の商業・サービス施設が立地しており、引き続き沿道型商業・サービス施設や産業施設の立地を図ります。

町役場周辺には行政・文化等の公共施設が立地しており、今後とも機能の集積を図っていきます。

2) 住宅系市街地の整備

適切な開発指導や地区計画制度等の活用により、周辺の里山景観とも調和する能勢らしい住宅地の整備をめざします。

(2) 市街化調整区域

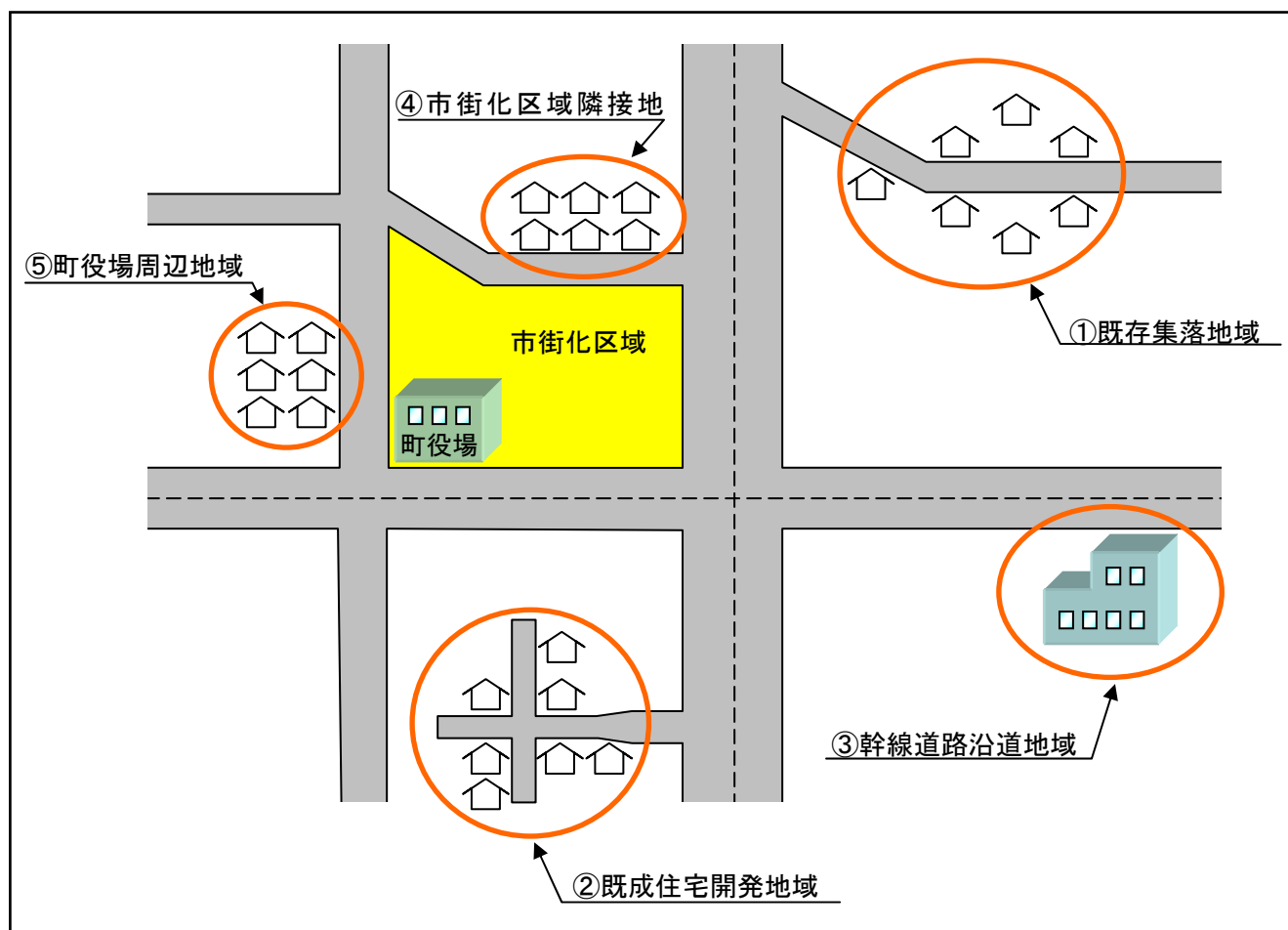
市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域は、本町の99%を占め、開発行為や建築行為が限定されています。

既存集落の人口減少や少子高齢化などの進行がみられ、地域コミュニティの維持につながる土地利用が求められています。

このため、市街化調整区域における地区計画のガイドラインに基づく地区計画制度や開発許可制度の弾力的な活用等により、集落地や既存の住宅地の環境更新や産業施設の立地可能な区域の位置づけなど、地区住民との協働により土地利用計画の策定や土地利用の推進を支援・誘導していきます。

市街化調整区域内の既開発団地については、地区計画制度等の活用を図り、地区にふさわしい環境が維持・形成される土地利用の支援を行います。

市街化調整区域における地区計画のイメージ



地区計画対象区域の類型（地区計画ガイドライン）

- ① 既存集落地域（既存集落における住環境の保全や地域コミュニティの維持などを目的とする）
- ② 既成住宅開発地域（既成の住宅開発地における住環境の保全や地域コミュニティの維持などを目的とする）
- ③ 幹線道路沿道地域（幹線道路沿道のポテンシャルを活かし、地域経済の活性化などを目的とする）
- ④ 市街化区域隣接地域（市街化区域の隣接地域における良好な土地利用環境の誘導を目的とする）
- ⑤ 町役場周辺地域（町役場周辺における良好な住宅市街地の形成を目的とする）

7. 住宅整備の方針

市街化区域においては、能勢で住むことの良さを実感でき、周辺の里山景観とも調和する菜園つきの低層で広敷地の住宅など、今後のニーズに応じた能勢ならではの住宅の整備を進めます。

集落地や既存団地では、周辺の里山景観と調和する住宅の整備をめざします。

町営住宅においては、今後の需要に合わせながら再編や再生の検討を進めます。

8. 都市防災に関する方針

地域防災計画に基づいて、防災に対する住民の意識啓発や自主防災組織づくりを進めるとともに、大規模災害に備えて周辺市町と災害相互応援協定を締結し、相互応援を行うことを基本に、以下の対策を進めます。

1) 火災対策

準防火地域の指定、建築物の不燃化の促進等により、火災発生時の災害防止に努めます。また、消防団による消防体制の強化を図ると同時に、広域行政による常備消防体制への移行をめざします。加えて、住民・事業者の防火意識や初期消火技術の向上を図ると同時に、ハイカー等への火の始末に関する呼びかけを行います。

2) 震災対策

災害時の体制づくり、避難路、避難施設の確保、災害用資器材の備蓄、地震計、防災無線などの整備に努めます。また、民間建築物について、耐震診断の実施を促進し、耐震化を推進します。

3) 治水対策等

主要河川及び準用河川の改修のほか農業用水路の改修、老朽ため池の整備をめざします。土石流危険溪流や急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域などについては、危険区域等の周知を図り、必要な対策を施すと同時に、避難勧告マニュアルに従った避難等の誘導を行います。砂防指定地等においては、砂防ダムなどの必要な対策を施します。保安林のうち剣尾山山腹など土砂流出防備保安林として指定された区域は、保全するとともに山地崩壊危険区域の対策を検討し、治山事業の充実に取り組みます。また、猪名川流域整備計画に基づく流出抑制対策の指導を行うとともに、宅地開発等による災害防止にむけて砂防指定地及び宅地造成工事規制区域を堅持します。

Ⅱ 地域別構想

1. 地域区分の考え方

全体構想では、本町における都市整備の方針、指針等を示しましたが、地域の特性や課題に対応した身近な空間の整備を図る上での都市計画の方針もあわせて示す必要があります。このような考えから、旧村のまとまりや本町の成立の歴史的経過、都市計画の区域区分、日常生活圏などを考慮した、現在の中学校区を基本とする地域区分に基づいた地域別の構想を策定します。

具体的には、市街化区域を一つの地域とし、市街化調整区域を西地域（西中学校区）と東地域（東中学校区）に区分した三つの地域によって構成し、各地域別に構想を策定します。

○地域区分図



2. 市街化区域

(1) 地域特性

市街化区域は、幹線道路を軸に形成された市街地を核として、周辺に計画的な市街地の形成を図るところとして位置づけられた、面積約 103ha（町域の約 1%）、人口約 2,100 人（町人口の約 18%）の地域です。

国道 173 号と主要地方道茨木能勢線が交差する森上交差点の一角には商業施設、府道宿野下田線沿いには町役場や浄るりシアターなどの公共施設、国道 173 号沿いは沿道サービス施設が立地しています。

小学校区は、岐尼と久佐々の 2 小学校区、中学校区は西中学校区に属していますが、今後、校区等の再編が予定されています。

○市街化区域の人口・人口密度

地区名 (小学校区)	面積 (ha)	人口 (人)				人口密度 (人/ha)			
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
市街化区域	103	約 2,100	約 2,100	約 2,100	約 2,100	20.4	20.4	20.4	20.4
久佐々	1,970	6,164	6,670	5,757	5,162	3.1	3.4	2.9	2.6
岐尼	3,369	3,489	3,039	3,075	2,832	1.0	0.9	0.9	0.8
市街化区域を含む小学校区計	5,339	9,653	9,709	8,832	7,994	1.8	1.8	1.7	1.5

平成 22 年の市街化区域人口は平成 17 年人口を使用
平成 7 年:住民基本台帳(12 月)／平成 12・17・22 年:国勢調査

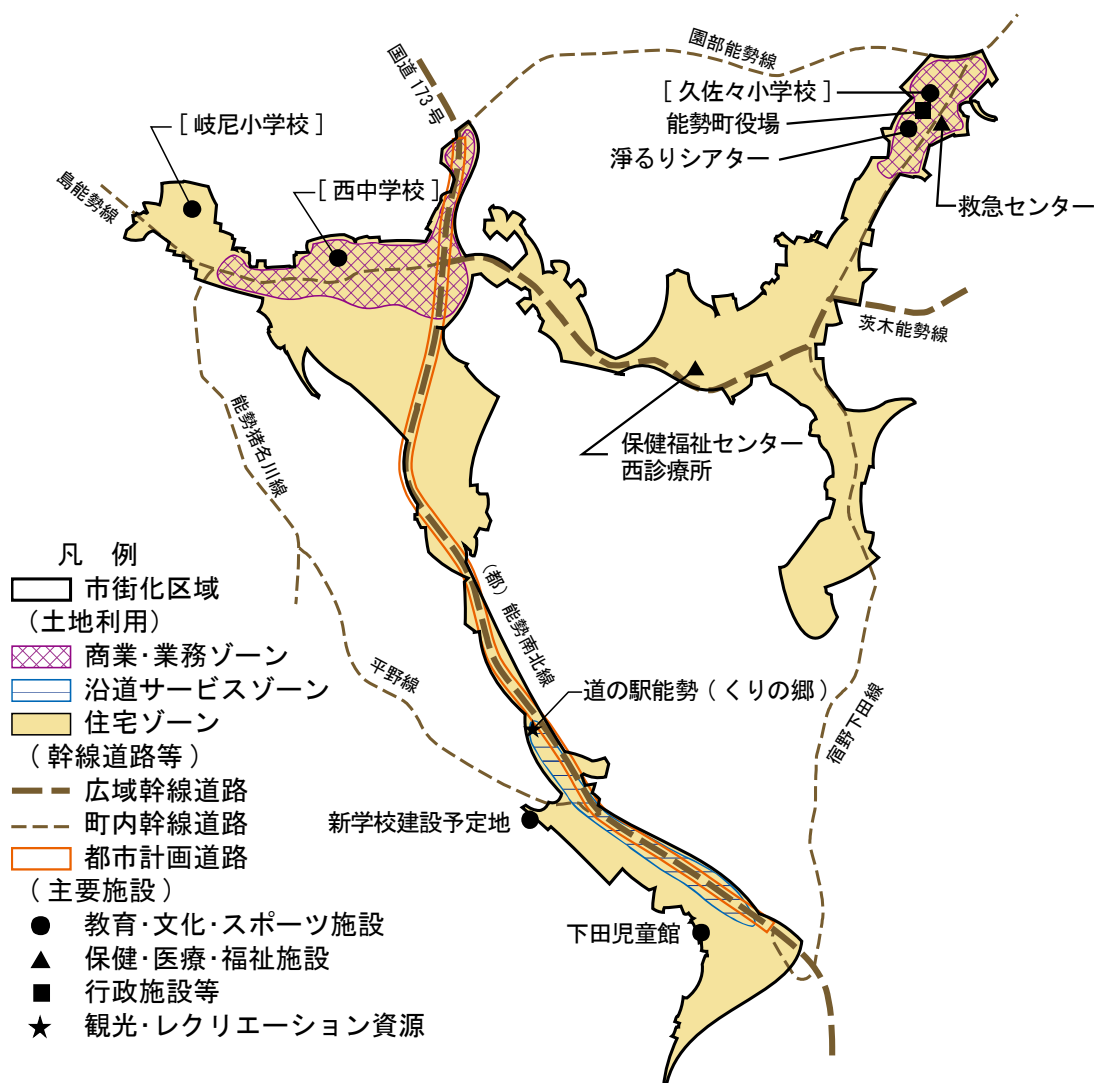
(2) まちづくりの課題と方向

本地域は、本町で唯一の市街化区域が指定されている地域です。現在は市街化が進んでいませんが、里山景観を求める人々への居住地の提供、町民の生活関連施設の充実、新たな産業の立地などをめざして、都市近郊でありながら豊かな自然環境や里山景観と調和するとともに国土軸に接続する幹線道路のポテンシャルを活かした能勢らしい市街地の形成を促進する必要があります。そのためにも、ミニ開発などのスプロール的な開発を抑え、地区計画の導入などにより、良好な市街地の形成を計画的に進める必要があります。

このような課題を踏まえて、次のようなまちづくりの方向をめざします。

- 住民・地権者等と行政の協働による地区計画の導入
- 道路、公園、上・下水道等の都市基盤施設の維持・整備
- 能勢で住むことの良さを実感できる個性ある住宅地の形成と周辺の里山景観との調和
- 住宅地の整備に合わせた生活関連施設の整備充実、新たな産業の立地誘導

○地域別構想図(市街化区域)



(3) 土地利用の方針

まちづくりの方向をもとに、「商業・業務ゾーン」「沿道サービスゾーン」「住宅ゾーン」の形成を図ります。

1) 商業・業務ゾーン

<森上交差点付近>

国道 173 号と主要地方道茨木能勢線が交差する森上交差点付近から府道島能勢線沿線にかけて、本町を代表する近隣性の商業・業務施設地区の形成を図ります。

<役場周辺>

町役場、淨るりシアター、商工会館の集積を発展させて、公共公益施設を中心とする業務施設地区の形成を図ります。

2) 沿道サービスゾーン

国道 173 号沿いにおける物販・飲食・サービス施設の立地を発展させて、幹線道路沿いの特性を生かした各種サービス施設や農業・観光等の地域産業と連携した施設、新たな産業施設などの立地を図ります。

3) 住宅ゾーン

上記以外は主に住宅ゾーンとして、開発許可等の適正な運用、地区計画の規制・誘導の手法などにより、能勢で住むことの良さを実感できる低層で広敷地の住宅などの建設を促進します。

住宅地の形成に合わせて、医療・福祉施設などの生活関連施設の立地と充実を図ります。

(4) 都市整備の方針

1) まちづくり

本地域には、農地、山林、未利用地等が残されており、良好な市街地の形成のためには、これらの地区において、開発許可による住宅地開発の誘導、地区計画制度の導入などを進めていきます。

特に森上地区については、まとまった農地や山林も残っていることから、地権者間での協議を通じて、無秩序な市街地開発を防止するため地区計画の導入などにより、本町を代表する良好な市街地の形成を図っていきます。

2) 都市施設

① 道路

<広域幹線道路・町内幹線道路>

本地域は町の中心部にあることから、道路整備にあたっては広域的な利用と長期的な市街地の整備を考慮しつつ、幹線道路のネットワークを形成する必要があります。このため、町内外を結ぶとともに生活軸としての役割もあわせもつ広域幹線道路（国道 173 号、主要地方道茨木能勢線）や、本地域の骨格を構成するとともに地域間を連絡する町内幹線道路（府道島能勢線、

府道宿野下田線など)の整備を働きかけます。

<生活道路(主要区画道路・細街路)>

本地域は幹線道路に沿った細長い形状であることから、大部分の生活道路(区画道路・細街路)が幹線道路に直接接続しています。このため、幹線道路の機能の維持や安全性確保の面から、市街地整備に合わせて、区画道路・細街路のコレクター機能をもつ主要区画道路の整備を図っていきます。

既成市街地では現道の拡幅を基本とし、地区計画により4m以上の幅員の確保をめざすとともに、交差点・隅切りの改良等により安全な道路空間を形成します。

<都市計画道路>

市街化区域に関連する都市計画道路として以下の路線が指定されています。

【能勢南北線】

市街化区域を南北に貫く広域幹線道路(国道173号)として供用されており、下田から栗栖に至る延長約2,750m、幅員14mを都市計画道路として計画決定がなされており、都市計画どおり概成しています。

②公園・緑地等

住民の生活に身近な住区基幹公園を中心とした公園整備を図ることとし、市街地整備等に合わせた整備をめざします。

③下水道

公共下水道への接続を促進します。

(5) 景観形成の方針

本地域は、住宅や商業・業務施設が集積する市街地の形成を図る本町で唯一の市街化区域です。国道173号沿線の沿道サービスゾーンは町の玄関口に位置し、また市街化区域の周辺は本町を特徴づけている里山-農地-集落からなる田園景観が広がっています。このような地域の特性に配慮して、次のような景観の形成を図ります。

○能勢らしい景観の形成

住宅地等においては、菜園つきなどによる広い敷地の確保、瓦を基本とする勾配屋根の採用、高中木による緑化、高さ制限の検討などにより、周辺の里山景観と調和し、人間味の感じられる景観の形成を図ります。

○町のイメージを高める沿道景観の形成

国道173号沿いにおいては、道路境界からの後退とオープンスペースの確保や緑化、広告物や色彩への配慮などにより、町の玄関にふさわしい景観の形成を図ります。

3. 西地域（市街化区域を除く）

（1）地域特性

西地域は、旧西能勢村のうち、市街化区域を除く、面積約 6,250ha（町域の約 63%）、人口約 6,050 人（町人口の約 52%）の地域です。

水系は、地域の大半が猪名川流域の一庫大路次川水系に属しており、天王地区は武庫川流域の天王川水系に属します。主要幹線道路には、南北方向の国道 173 号、東西方向の主要地方道茨木能勢線があります。

一庫大路次川や山辺川、山田川などに沿った低地にまとまった農地が広がり、周辺の山裾には集落が形成されています。集落に近い山は生活や農業と密接に関わりながら管理や利用がされてきた里山が広がっています。このうち、長谷などの斜面地は古くから棚田として利用されてきました。天王では、高地に農地や集落が分布しています。国道 173 号の市街化区域以北には沿道サービス施設の立地が見られます。市街化区域の周辺や一庫大路次川の上流部には、昭和 50 年代からの住宅開発地がみられます。地域の外周には、深山・剣尾山・三草山などのやや急峻な山が連なっています。

小学校区は、天王・岐尼・久佐々の 3 小学校区、中学校区は西中学校区に属していますが、今後、校区等の再編が予定されています。

○西地域の人口・人口密度

地区名 (小学校区)	面積 (ha)	人口 (人)				人口密度 (人/ha)			
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
久佐々	1,970	6,164	6,670	5,757	5,162	3.1	3.4	2.9	2.6
岐尼	3,369	3,489	3,039	3,075	2,832	1.0	0.9	0.9	0.8
天王	1,013	248	234	188	159	0.2	0.2	0.2	0.2
西地域(市街化区域を含む)計	6,352	9,901	9,943	9,020	8,153	1.6	1.6	1.4	1.3
市街化区域	103	約 2,100	約 2,100	約 2,100	約 2,100	20.4	20.4	20.4	20.4
西地域(市街化区域を除く)計	6,249	7,801	7,849	6,920	6,053	1.2	1.3	1.1	1.0

平成 22 年の市街化区域人口は平成 17 年人口を使用
平成 7 年:住民基本台帳(12 月)／平成 12・17・22 年:国勢調査

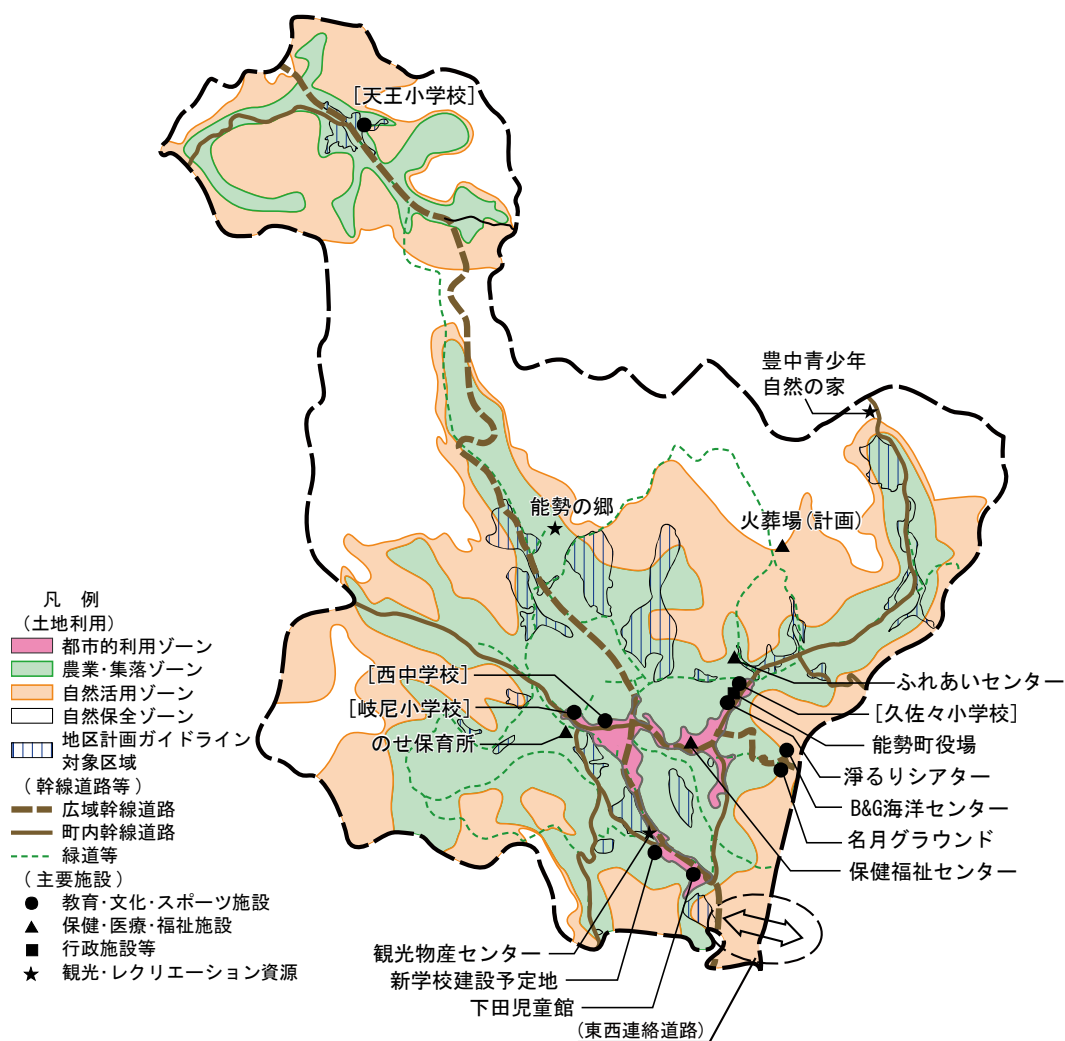
(2) まちづくりの課題と方向

本地域は市街化調整区域にあることから、基本的には農林業等の振興を図りつつ、集落環境の整備を進める必要があります。住宅開発地（既存団地）については、上水道は概ねの整備が行われ、今後は防災面からの環境整備を進めていく必要があります。幹線道路沿いでは、沿道サービス施設の無秩序な立地が進まないよう、誘導と規制が必要です。いずれの地区においても、開発整備や施設立地にあたっては、里山景観の保全育成に十分配慮する必要があります。

このような課題を踏まえて、次のようなまちづくりの方向をめざします。

- 集落における道路や上・下水道の維持・整備と防災対策の推進
- 住宅開発地（既存団地）における上・下水道等の維持・整備と防災対策の推進
- 沿道や山林等における無秩序な開発や施設立地の抑制

○地域別構想図(西地域)



(3) 土地利用の方針

まちづくりの方向をもとに、土地利用上の地域区分別に次のような土地利用を図ります。

1) 農業・集落ゾーン

現在主に行われている米作に加え、都市近郊の立地特性を生かした野菜等の生産や交流型農業などを進め、農業振興地域、農用地区域の保全に努めます。各集落では、道路、下水道等の整備や適切な手法の活用（地区計画）等により居住地としての集落環境の充実を図ります。

2) 自然活用ゾーン

棚田を含む里山の一带は、果樹・林産物の生産を行うとともに、環境学習・自然体験の場、自然レクリエーションの場などとして活用し、里山景観の保全育成を図ります。

3) 自然保全ゾーン

地域の外周をとりまく深山、剣尾山、三草山などの山地からなり、治山、水源涵養、林業振興、環境保全や動植物の保護等の面から保全を図ります。

(4) 都市整備の方針

1) まちづくり

住宅開発地（既存団地）では、下水道等の整備や住民の協力を得ながら道路の維持・整備を図り、良好な市街地の条件を整えつつ、地区計画制度等の活用により良好な環境が維持・形成される土地利用を誘導します。

地域の活性化に資する開発が実施される場合は、地区計画など適切な手法により里山景観と調和する良好な市街地の形成に向けた誘導・規制を行います。

2) 都市施設

①道路

広域幹線道路の主要地方道茨木能勢線と町内幹線道路の島能勢線、猪名川能勢線、園部能勢線及び宿野下田線の整備を働きかけるとともに、東西連絡道路の実現をめざします。

集落内の生活道路である細街路については、農林施策と協調しつつ整備を図ります。

橋梁について、長寿命化修繕計画に基づき予防的な対応を進めます。

②公園・緑地

地域の特性を生かした公園整備や河川堤防、街道を利用した緑道、自然歩道の整備により、公園・緑地や自然・歴史・文化資源のネットワークを図ります。

③下水道

下水道整備基本構想に基づき、市街化区域と一体となった公共下水道の整備に努め、施設の適切な維持・管理を図ります。

④河川

山田川などを対象に、必要に応じた改修を進めます。また、宅地開発などに伴う流出量の増加に対しては調整池を設置して抑制を図ります。

(5) 景観形成の方針

本地域は、農地や集落・山林からなり、本町を特徴づけている里山景観が広がる所であり、また地域には自然・歴史・文化資源が点在し、地域の景観を豊かにしています。今後はこのような景観を保全育成するとともに、新たな開発に対しては里山景観との調和を十分図る必要があります。このような観点から、次のような景観形成を図ります。

- 能勢を特徴づける農地・集落・山林が一体となった里山景観の保全育成、里山景観を代表する長谷の棚田の保全
- 古墳や神社・寺院などの歴史と文化に係わる緑の保全と整備
- 深山、剣尾山、三草山などの山、大路次川などの河川、三草山のナラガシワ林（ミドリシジミ類）や天王のアカガシなどの貴重な自然の保全
- 新たな開発に際して、里山景観と調和する良好な景観形成の誘導

4. 東地域

(1) 地域特性

東地域は、旧歌垣村、旧田尻村、旧東郷村からなる、面積 3,516ha（町域の約 36%）、人口 3,497 人（町人口の約 30%）の地域です。

水系は、地域の大半が猪名川流域の田尻川水系に属しており、一部に保津川流域の杉原川水系があります。主要幹線道路には、南北方向の国道 477 号及び東西方向の主要地方道茨木能勢線があります。

田尻川、野間川に沿った低地にまとまった農地が広がり、周辺の山裾には集落が形成されています。集落に近い山は生活や農業と密接に関わりながら管理や利用がされてきた里山が広がっています。地域の外周は、歌垣山、妙見山などのやや急峻な山が連なっています。集落に近い一部の丘陵部には、小規模な住宅開発地があります。

小学校区は、歌垣・東郷・田尻の 3 小学校区、中学校区は東中学校区に属していますが、今後、校区等の再編が予定されています。

○東地域の人口・人口密度

地区名 (小学校区)	面積 (ha)	人口 (人)				人口密度 (人/ha)			
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
歌垣	1,302	1,510	1,393	1,344	1,236	1.2	1.1	1.0	0.9
田尻	709	1,257	1,210	1,084	948	1.8	1.7	1.5	1.3
東郷	1,505	1,846	1,640	1,449	1,313	1.2	1.1	1.0	0.9
東地域計	3,516	4,613	4,243	3,877	3,497	1.3	1.2	1.1	1.0

平成 22 年の市街化区域人口は平成 17 年人口を使用
平成 7 年:住民基本台帳(12 月)/平成 12・17・22 年:国勢調査

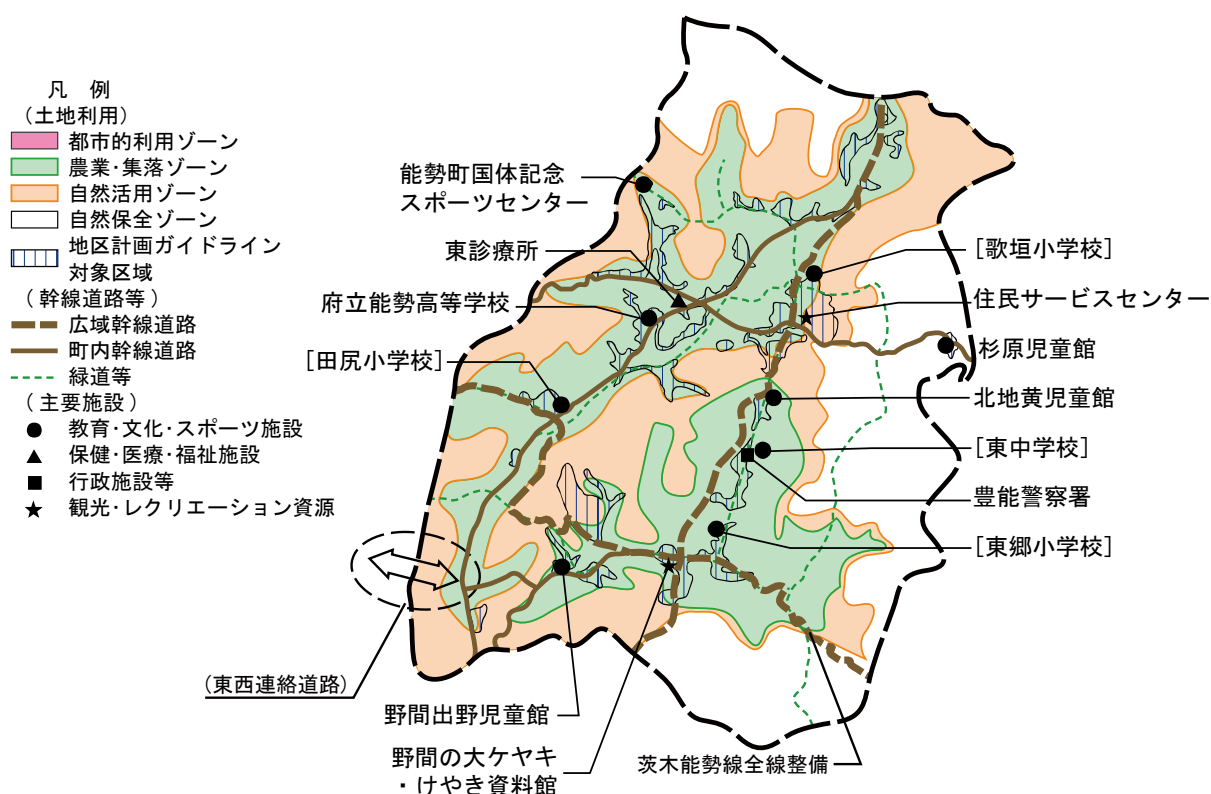
(2) まちづくりの課題と方向

本地域は市街化調整区域にあり、農地・山林などの農林業環境が豊かであることから、都市近郊の立地特性を生かした農業の振興や農林資源の新たな活用を図りつつ、集落環境の整備を進める必要があります。同時に若年層の流出等による人口の減少や高齢化の傾向が見られることから、人口や活力を維持するためにも、地域の骨格道路として整備された国道477号バイパスを踏まえ、地区計画制度を活用した、住宅の整備、新たな産業の開発や立地といった既存の集落環境の更新や充実めざす必要があります。開発整備や施設立地にあたっては、里山景観の保全育成に十分配慮する必要があります。

このような課題を踏まえ、次のようなまちづくりの方向をめざします。

- 集落における道路や上・下水道等の維持・整備による集落環境の充実
- 地区計画等による居住地としての環境の充実や産業の活性化に関する検討と具体化

○地域別構想図(東地域)



(3) 土地利用の方針

まちづくりの方向をもとに、土地利用上の地域区分別に次のような土地利用を図ります。

1) 農業・集落ゾーン

現在主に行われている米作に加え、都市近郊の立地特性を生かした野菜等の生産や交流型農業などを進め、農業振興地域、農用地区域の保全に努めます。各集落では、道路、下水道等の整備や適切な手法の活用（地区計画）等により居住地としての集落環境の充実を図ります。特に倉垣、田尻、地黄の旧村の中心部一帯については、市街化調整区域の枠組みの中で地区計画などの活用による基盤施設の整備や未利用地の有効利用をめざします。

2) 自然活用ゾーン

里山の一带は、能勢栗などの果樹や林産物の生産を行うとともに、環境学習・自然体験の場、自然レクリエーションの場などとして活用し、里山景観の保全育成を図ります。

3) 自然保全ゾーン

地域の外周をとりまく妙見山一帯の近郊緑地保全区域や歌垣山などの山地からなり、治山、水源涵養、林業振興、環境保全や動植物の保護等の面から保全を図ります。

(4) 都市整備の方針

1) まちづくり

農村集落排水施設等の整備や、地区計画制度等の活用により、良好な集落環境の整備を図ります。

2) 都市施設

①道路

周辺都市と連絡する主要地方道茨木能勢線などの幹線道路、町内幹線道路の主要地方道亀岡能勢線、野間出野一庫線の整備を働きかけるとともに、東西連絡道路の実現をめざします。

橋梁について、長寿命化修繕計画に基づき予防的な対応を進めます。

集落地内の生活道路である細街路については、農林施策と協調しつつ整備を図ります。

②公園・緑地

地域の特性を生かした公園整備や河川堤防、街道を利用した緑道、自然歩道の整備により、公園・緑地や自然・歴史・文化資源のネットワークを図ります。

③下水道

下水道整備基本構想に基づき、農業集落排水施設等の整備を図るとともに、施設の適切な維持・管理を図ります。

④河川

木野川、田尻川などを対象に、必要に応じた改修を進めます。宅地開発などに伴う流出量の増加に対しては調整池を設置して抑制を図ります。

(5) 景観形成の方針

本地域は、農地・集落・里山からなり、本町を特徴づけている里山景観が広がる場所であり、また地域には自然・歴史・文化資源が点在し、地域の景観を豊かにしています。今後はこのような景観を保全育成するとともに、新たな開発に対しては里山景観との調和を十分図る必要があります。このような観点から、次のような景観形成を図ります。

- 能勢を特徴づける農地・集落・里山が一体となった里山景観の保全育成
- 城跡や社寺境内地などの歴史と文化に係る緑の保全・整備
- 妙見山、歌垣山などの山、田尻川や野間川等の河川、野間の大ケヤキや妙見山のブナ林、倉垣天満宮のイチョウなどの貴重な自然の保全
- 新たな開発に際して、里山景観と調和する良好な景観形成の誘導

おわりに

「能勢町の都市計画に関する基本的な方針」は、本町における都市計画や区域区分の指定が完了した平成8(1996)年3月に策定され、次いで、既存団地を中心とした市街地の形成、公共施設の整備や統廃合、「第4次能勢町総合計画」、「緑の基本計画」、「下排水整備マスタープラン」等の上位計画や関連計画の策定をうけ平成16(2004)年12月に改定されました。

その後、少子高齢化社会の進展や人口減少社会の到来など社会経済情勢が変化するなか、平成23年3月の北部大阪都市計画区域マスタープランの改定ならびに「第5次能勢町総合計画」の策定(平成23(2011)年12月)、町内公共施設の整備、統廃合など本町のまちづくりをとりまく環境の変化をうけて、上位計画、関連計画等との整合を図りながら、本「指針」を作成しました。

○住民・事業者・行政のパートナーシップによるまちづくりへの取り組み

本方針は、第5次能勢町総合計画をうけて、「おおさかのてっぺん ふるさと能勢に生きる幸せ」を将来像に、一誇れるまちをめざして一を基本理念として、「土地の個性を活かした自律的なまちづくり」「まちの魅力を町内外へ発信」「誰もが『住んでよかった』『住みたい』と思う笑顔溢れるまち」の実現を住民・事業者・行政のパートナーシップによってめざすこととしています。今後は、この方針に基づいたまちづくりに取り組み、将来像の実現をめざしていきます。

○横断的な推進体制によるまちづくりへの取り組み

本町をとりまく人口の減少、少子高齢化、とりわけ高齢化率の上昇と生産年齢人口の減少といった情勢を背景に、行財政改革の実行と財政の健全化が求められている本町においては、本方針の実現・まちづくりの推進にあたっては、市内だけでなく、国や大阪府、近隣市町村などと連携した横断的、総合的な体制づくりが不可欠であり、より連携を密にして取り組んでいくこととします。